

○上天草・宇城水道企業団条件付一般競争入札事務手続処理要領

平成 29 年 8 月 16 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上天草・宇城水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 企業団が発注する建設工事で、設計金額 5,000 万円以上のものを対象とする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工期、工事の内容その他特別な理由があるときは、上天草・宇城水道企業団工事入札指名審査会(以下「指名審査会」という。)に諮り、条件付き一般競争入札によらないことができるものとする。

(入札手続の種類)

第 3 条 入札手続は、入札前に、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)の審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法(以下「入札前審査型」という。)のほか、入札において最低の価格を提示した者(最低制限価格未満の価格を提示し、失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。)について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法(以下「入札後審査型」という。)によるものとする。

2 条件付一般競争入札を行う場合においては、原則として、入札後審査型により行うものとする。ただし、建設工事共同企業体であることを競争参加資格として設定する場合など入札前に競争参加資格を確認する必要があると認められる場合には、入札前審査型により行うものとする。

(入札の公告)

第 4 条 第 2 条の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき、企業団事務所掲示板その他必要な場所において公告を行うものとする。

2 前項の規定による入札の公告(以下「入札公告」という。)は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

(競争参加資格)

第 5 条 競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書(入札前審査型一般競争入札公告共通事項書及び入札後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。以下同じ。)において当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 上天草・宇城水道企業団競争入札規程(平成 19 年上天草・宇城水道企業団規程第 1 号。以下「入札規程」という。)の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。
- (3) 対象工事に係る工事種別等について、次の条件を満たすこと。

ア 対象工事に係る工事種別について、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値(以下「総合評定値」という。)が一定の点数以上であつ九州地域内に法第3条第1項に定める営業所を有すること。

イ 管内に主たる営業所を有する建設業者にあつては、対象工事に係る工事種別の総合評定値が一定の点数以上であること。

(4) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。

(5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること)。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。

(6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること(個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること)。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。

(7) 上天草・宇城水道企業団工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(令和4年上天草・宇城水道企業団訓令第2号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。

(8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと(「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。)

(11) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。)

ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(競争参加資格の決定)

第6条 前条に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、指名審査会の審査を経て決定するものとする。

(設計図書の閲覧及び配付)

第7条 設計図書の閲覧及び配付は、上天草・宇城水道企業団公式ホームページにより行う。

2 設計図書の閲覧及び配付は、入札公告後速やかに交付を開始するものとし、原則として、開札執行の日の前日まで行うものとする。

3 設計図書の閲覧及び配付の期間及び方法を入札公告において明らかにするものとする。

(申請書及び資料の提出)

第8条 条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者(入札後審査型にあっては、落札候補者)から申請書及び資料の提出を求めるものとする。

2 前項の申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間(上天草・宇城水道企業団の休日を定める条例(平成10年上天草・宇城水道企業団条例第5号)第1条に規定する企業団の休日(以下「休日」という。)を含まない。)とする。ただし、入札後審査型にあっては、原則として、開札日の翌日から起算して2日間(休日を含まない。)とする。

3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。

4 申請書及び資料の提出は、契約担当係(総務係)の指定する場所へ、指定する方法により行うものとする。

5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに企業長が競争参加資格がないと認めた者は、入札前審査型にあっては当該競争入札に参加することができないものとし、入札後審査型にあっては落札決定しないものとする。

6 前各項に掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。

(2) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

(3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。

(4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。

(5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。

(6) 申請書及び資料に関する問合せ先

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(資料の内容)

第9条 資料の内容は、第1号及び第2号とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。なお、第1号の同種の工事の施工実績及び第2号の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、同号の配置予定の技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(1) 同種の工事の施工実績を記載した書面

第5条第5号に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験を記載した書面

第5条第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験

- 2 必要があると認めるときは、前項に加えて、同項に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

第10条 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 前項の確認は、指名審査会の審査を経て行うものとする。
- 3 第1項の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
- 4 第5条第5号の同種の工事の施工実績及び第5条第6号の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験の確認を行うに当たっては、日本国内における同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の同種の施工経験をもって行うものとし、詳細は、入札公告において明らかにするものとする。
- 5 第5条第6号に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。
- 6 入札前審査型にあっては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し競争参加資格確認通知書(様式第1号)により通知するものとする。入札後審査型にあっては、原則として5日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し落札者決定通知書(様式第2号)により通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し競争参加資格確認通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 7 入札後審査型にあって、落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加資格が確認できるまで申請書及び資料の提出を求めるものとする。
- 8 第6項に規定する通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- 9 第1項及び第3項から第7項までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 競争参加資格がないと認められた者は、前条第6項の通知の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、企業長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 前項の書面の提出場所は、契約担当係(総務係)とする。
- 4 第1項の説明を求められたときは、原則として、同項の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、7日以内に、説明を求めた者に対し、通知書(様式第4号)により回答するものとする。
- 5 前項の回答内容を、指名審査会に報告するものとする。

6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、前条第6項の通知を取り消し、第4項の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。

7 前項に規定する通知を行う場合においては、指名審査会の審査を経るものとする。

8 第1項から第4項までの事項は、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問)

第12条 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出場所は、契約担当係(総務係)とし、提出方法は、電子メールによる電送とする。

3 質問に対する回答書の閲覧は原則として、質問書を受理した翌日から開始し、開札日の前日に終了するものとする。

4 質問に対する回答書の閲覧場所は、上天草・宇城水道企業団公式ホームページとする。

5 前各項に掲げる事項は、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は、免除するものとする。

2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、企業長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

3 前2項に掲げる事項は、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札及び開札の執行)

第14条 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。

2 入札及び開札の方法は、入札規程及び上天草・宇城水道企業団契約事務取扱規則(平成19年上天草・宇城水道企業団規則第1号)によるものとする。

3 前2項に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第15条 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び企業長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において第5条に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定方法)

第16条 入札後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とする。

2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。

- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除きくじにより落札候補者を決定する。
- 4 落札候補者は、第5条に掲げる競争参加資格を満たさなくなるときは、その旨を申し出なければならないものとする。また、競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 5 前各項に掲げる事項を、共通事項書により明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第17条 この要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

(その他)

第18条 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 入札公告及び共通事項書に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別に定める標準入札公告例及び共通事項書によるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月16日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日訓令第29号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日訓令第1号)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

様式第1号(第10条関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

競争参加資格確認通知書

先に申請のあった○○○工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。
記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格の有無 有 ・ 無
- 6 入札に当たっての注意事項【競争参加資格有りの場合】

- (1) 上天草・宇城水道企業団競争入札規程その他関係規定を承知の上、入札してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
- (3) 入札書と工事内訳書は、入札金額に対応したものとします。
- (4) その他、注意事項を承知の上、入札してください。

- 6 競争参加資格がないと認めた理由【競争参加資格無しの場合】

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、企業長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当係(総務係)へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第2号(第10条関係)

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

落札者決定通知書

〇〇年〇月〇日に実施した入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号 ○〇〇〇〇〇
- 2 工事名 ○〇〇〇〇〇工事
- 3 工事場所 ○〇〇〇
- 4 落札者 ○〇〇〇株式会社

様式第3号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

競争参加資格確認通知書

先に申請のあった○○○工事に係る競争参加資格について、下記の理由により競争参加資格が認められなかったので通知します。

記

- 1 開札日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格がないと認めた理由

なお、企業長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当係（総務係）へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第4号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

通 知 書

〇〇年〇月〇日に提出のあった〇年度〇〇〇号〇〇〇〇工事に係る請求について、下記のとおり回答します。

記

- 1 通知した競争参加資格がないと認めた理由
- 2 競争参加資格がないと認めた理由の説明

契約担当係(総務係)：

電話番号：